

香川県条例第21号

香川県職員定数条例の一部を改正する条例

香川県職員定数条例（昭和24年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>知事の事務部局の職員</p> <p> (1) 知事の事務部局の職員（(2)に掲げる職員を除く。） 2,740人</p> <p> (2) 保健医療大学の職員 69人</p> <p>議会の事務部局の職員 35人</p> <p>教育委員会の事務部局の職員 <u>235人</u></p> <p>選挙管理委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>人事委員会の事務部局の職員 13人</p> <p>監査委員の事務部局の職員 13人</p> <p>労働委員会の事務部局の職員 7人</p> <p>収用委員会の事務部局の職員 4人</p> <p>海区漁業調整委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>病院局の職員 1,251人</p> <p>計 <u>4,369人</u></p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>5 令和6年4月1日から令和15年3月31日までの間における第2条第1項の規定の適用については、同項中「2,740人」とあるのは「2,790人」と、「<u>4,369人</u>」とあるのは「<u>4,419人</u>」とする。</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>知事の事務部局の職員</p> <p> (1) 知事の事務部局の職員（(2)に掲げる職員を除く。） 2,740人</p> <p> (2) 保健医療大学の職員 69人</p> <p>議会の事務部局の職員 35人</p> <p>教育委員会の事務部局の職員 <u>231人</u></p> <p>選挙管理委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>人事委員会の事務部局の職員 13人</p> <p>監査委員の事務部局の職員 13人</p> <p>労働委員会の事務部局の職員 7人</p> <p>収用委員会の事務部局の職員 4人</p> <p>海区漁業調整委員会の事務部局の職員 1人</p> <p>病院局の職員 1,251人</p> <p>計 <u>4,365人</u></p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>5 令和6年4月1日から令和15年3月31日までの間における第2条第1項の規定の適用については、同項中「2,740人」とあるのは「2,790人」と、「<u>4,365人</u>」とあるのは「<u>4,415人</u>」とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。